

# 改善基準のポイント

— 厚生労働省労働基準局 —

(H19.4)

## はじめに

タクシー・ハイヤー運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。以下はそのポイントです。

## ポイント

1

## 拘束時間・休息期間

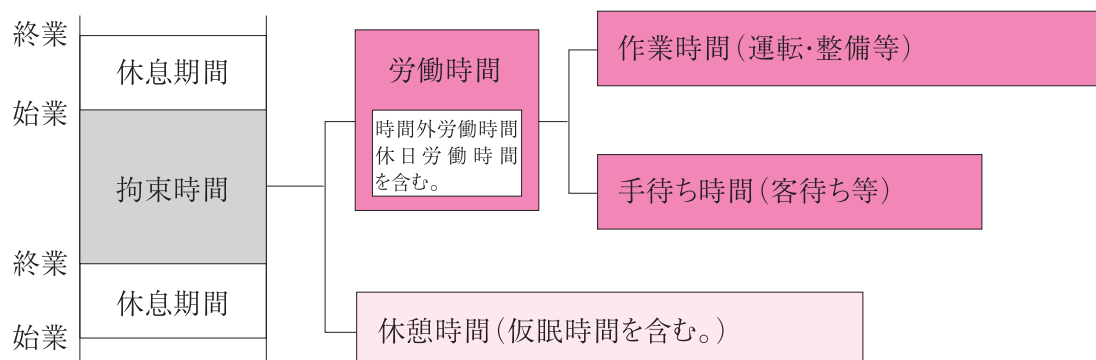
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態にかんがみ、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

### (1) 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。

### (2) 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



※ 労働時間には、時間外労働時間又は休日労働時間が含まれますので、その時間数又は日数をできるだけ少なくすることにより、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保等が可能となります。



## (1) 1箇月の拘束時間

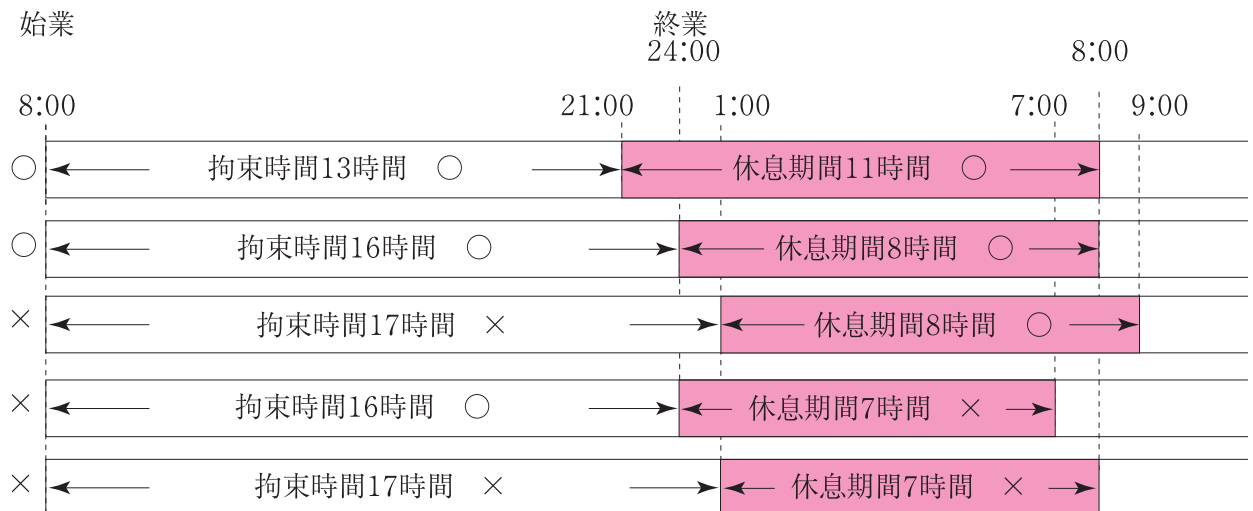
1箇月の拘束時間は**299時間以内**でなければなりません。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は(3)のとおり。

## (2) 1日の拘束時間と休息期間

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間以内をいいます。以下同じです。）の拘束時間は**13時間以内を基本**とし、これを延長する場合であっても**16時間**が限度です。
- ② 1日の休息期間は**継続8時間以上**とする必要があります。
- ③ 拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、**1日（24時間）＝拘束時間（16時間以内）＋休息期間（8時間以上）**ということです（図1参照）。

（図1）



\*この図は、車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。

## (3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

- ① 車庫待ち等の運転者（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態のタクシー運転者）については、書面による**労使協定**（P7参照）を結ぶことにより、1箇月の拘束時間を**322時間まで**延長することができます。

（労使協定で定める事項）

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1箇月についての拘束時間の限度
- ・ 協定の有効期間等

- ② 車庫待ち等の運転者については、以下の要件の下に1日の拘束時間を**24時間まで**延長することができます。

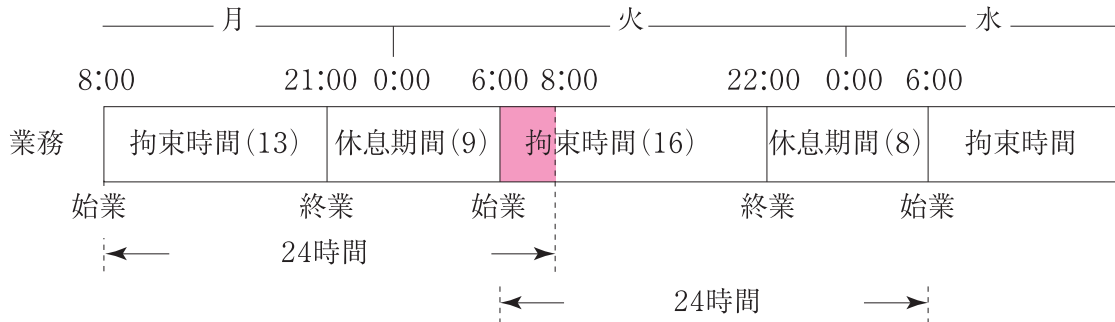
ア 勤務終了後、**継続20時間以上**の休息期間を与えること。

イ 1日の拘束時間が**16時間を超える回数**が1箇月について**7回以内**であること。

ウ 1日の拘束時間が**18時間を超える場合**には、**夜間4時間以上の仮眠時間**を与えること。

#### (4) 拘束時間・休息期間の計算方法

(図2)



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ① 1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の**各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）**をそのまま合計してチェックすることになります。

図2に沿って具体的に示すと、次のようになります。

ア 1箇月の拘束時間

1箇月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計

・月曜日	始業8:00～終業21:00	13時間
・火曜日	始業6:00～終業22:00	16時間
・	⋮	⋮
・合計		<b>A</b> 時間

※ 1箇月間の各勤務の拘束時間の合計 **A** 時間 ≤ 1箇月の拘束時間の限度であれば、改善基準告示を満たしていることになります。

- ② 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、**始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間**によりチェックすることになります。

図2に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

ア 月曜日（始業時刻8:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・月曜日	始業 8:00～終業21:00	13時間	} <b>拘束時間 15時間</b>
・火曜日	始業 6:00～8:00	2時間	
・月曜日	終業 21:00～翌6:00	9時間	<b>休息期間 9時間</b>

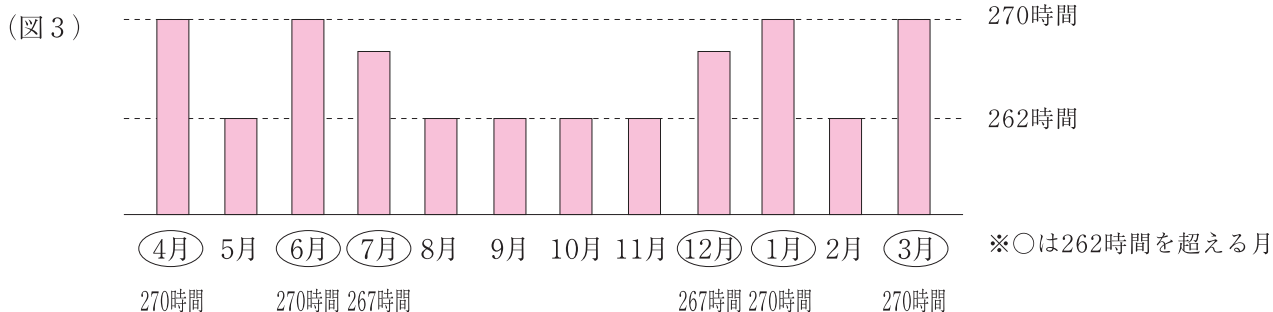
イ 火曜日（始業時刻6:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・火曜日	6:00～22:00	16時間	<b>拘束時間 16時間</b>
・火曜日	22:00～翌6:00	8時間	<b>休息期間 8時間</b>

※ 上記ア、イについては、共に改善基準告示を満たしていますが、アのように、翌日の始業時刻が早まっている場合（月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00）は、月曜日の始業時刻から24時間以内に、火曜日の6:00～8:00の2時間も入れてカウントされますので、1日の拘束時間は、改善基準告示に定める原則13時間ではなく、15時間になることに注意してください。一方、火曜日は始業時刻が6:00ですので、始業時刻から24時間内には（当然のことながら）6:00～8:00の2時間はカウントされます。

(1) 1箇月の拘束時間

1箇月の拘束時間は**262時間以内**でなければなりません。ただし、地的事情その他の特別な事情（例えば顧客需要の状況等）がある場合において、書面による**労使協定**（P8参照）があるときは、1年のうち6箇月までは、1箇月の拘束時間の限度を**270時間**まで延長することができます（図3参照）。なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。

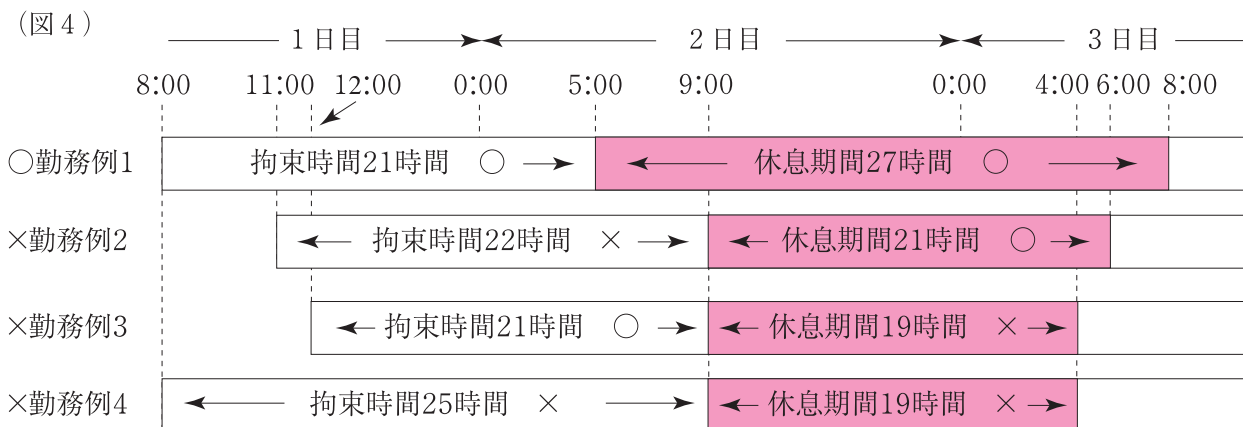


(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1年間についての拘束時間が1箇月262時間を超える月及びその月の拘束時間
- ・ 当該協定の有効期間
- ・ 協定変更の手續等

(2) 2暦日の拘束時間と休息期間

2暦日の拘束時間は**21時間以内**とされています。また、勤務終了後、**継続20時間以上**の休息期間を与える必要があります（図4参照）。なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。



\*この図は車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。

(3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

① 2暦日の拘束時間の限度を**夜間4時間以上の仮眠時間**を与えることにより、**労使協定**（P9参照）により定める回数（1箇月について**7回以内**）に限り**24時間**まで延長することができます。

(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1箇月について2暦日の拘束時間が21時間を超える勤務の回数
- ・ 当該協定の有効期間等



自動車運転者の賃金制度等の取扱いについては、次のとおりとされています。

(1) 保障給

歩合給制度が採用されている場合には、労働時間に応じ、固定的給与と併せて通常の賃金（原則として、各労働者の標準的能率で歩合給の算定期間に通常の労働時間を満勤した場合に得られると想定される賃金）の6割以上の賃金が保障されるよう保障給を定めること。

$$1 \text{ 時間当たりの保障給} = \frac{\text{通常の賃金}}{\text{算定期間における通常の労働時間}} \times 0.6$$

(2) 累進歩合制度

累進歩合制度（トップ賞、奨励加給を含む。）は廃止すること。

(3) 年次有給休暇の不利益取扱いの禁止

労働基準法附則第136条の規定に従い、年次有給休暇を取得したとき、不当に賃金額を減少させないようにすること。

(4) 労働時間の適正管理

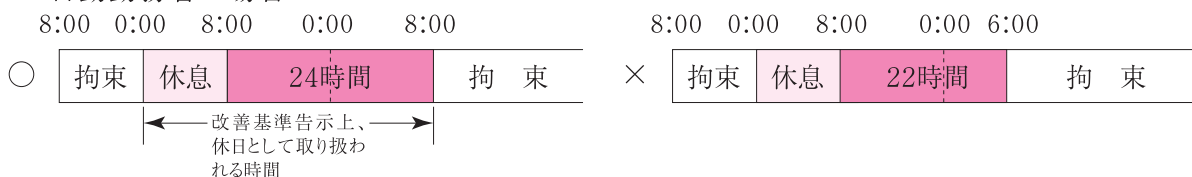
運行記録計の活用等により、運転者個人ごとに労働時間を把握し、適正な労働時間管理を行うこと。

(5) 休日の取扱い

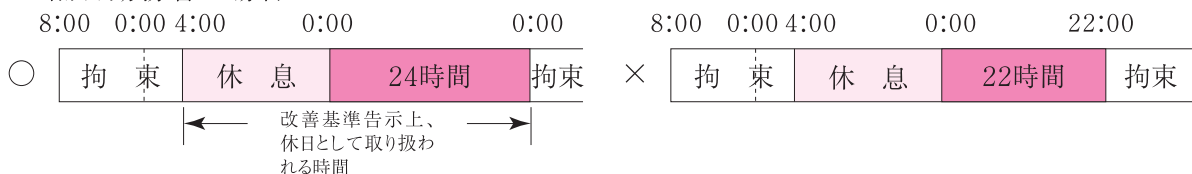
休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**とすることが必要です。

すなわち、タクシーの日勤勤務者の休息期間は8時間以上確保されなければならないので、休日は、「**休息期間8時間+24時間=32時間**」以上の連続した時間となり、隔日勤務者の場合は、20時間以上の休息期間が確保されなければならないので、休日は、「**休息期間20時間+24時間=44時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません（図7参照）。

(図7) <日勤勤務者の場合>



<隔日勤務者の場合>



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

改善基準の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

## 車庫待ち等の形態で日勤勤務を行う自動車運転者に 係る1箇月についての拘束時間に関する協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第1項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間は、315時間以内とする。
- 3 この協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

平成19年3月12日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印

(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



## 隔日勤務を行う自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第2項1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する月は、4月(該当月1日から1箇月間をいう。以下同じ。)、6月、7月、12月、1月及び3月とし、その1箇月の拘束時間は4月は270時間、6月270時間、7月267時間、12月は267時間、1月は270時間、3月270時間とするものとする。
- 3 本協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合は、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成19年3月12日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印

(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



## 車庫待ち等の形態で隔日勤務を行う自動車運転者に 係る拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関する 協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第2項ただし書きの規定に基づき、拘束時間21時間を超える勤務の回数に関し、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に2暦日についての拘束時間が21時間を超える勤務の回数は、1箇月について5回以内とする。
- 3 この協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

平成19年3月12日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印

(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



(別 添)

### 時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇タクシー労働組合執行委員会〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇) は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間 (1週40時間、1日8時間) 並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働 (以下「時間外労働」という。) 及び労働基準法に定める休日 (毎週1日又は4週4日) における労働 (以下「休日労働」という。) に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1箇月 (4月1日)	1年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	30	5	50	450	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
		自動車整備士	6	4	45	360	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	4	45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	4	45	300	
② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	10	5	48	400	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
		自動車整備士	6	3	42	320	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	3	42	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	3	40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。) に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働基準の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要のある場合には、次により休日行動を行わせることができる

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	4 2	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ勤務割表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
	自動車整備士	1 4		
事故その他業務上の必要に応ずるため	運 行 管理 者	1 4	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
毎月の精算事務のため	経 理 事務 員	1 4		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成19年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

平成19年3月12日

〇〇タクシー労働組合  
 執行委員会 〇〇〇〇 印  
 〇〇タクシー株式会社  
 労働者代表 〇〇〇〇 印  
 〇〇タクシー株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇 印